

原告と共に

〒612-0066

京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1

コーポ桃山105号市民測定所気付

TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798

E-mail:shien_kyoto@yahoo.co.jp

Blog:http://shienkyoto.exblog.jp/



初めて街頭で公正判決署名集めに取り組みました

12月は期日が2回！ 第20回は原告本人尋問

去る10月31日、全国
の原発賠償訴訟の先陣
を切つて、群馬訴訟が
結審になりました。来
年3月には判決が出る
予定です。

京都訴訟も18回の審
理を終え、次の第19回期
日(12月7日)でいった
ん弁論を終え、12月14
日の第20回期日からはい
よいよ原告本人尋問に
入ります。

そういう局面であるこ
とを踏まえ、支援する会
では①京都府外から証言
台に立つために京都まで
来る原告への助成のため
の緊急カンパ(目標額50
万円)を呼びかけ、②「公
正な判決を求める要請署
名」に取り組むことを決
めました。

緊急カンパについては
4面で報告していますが、
短期間で目標額を達成す
ることができました。公
正判決署名についてはす
でに支援の方から多数の
署名が送られて来ていま
すが、先日は京都総評な
ど労働組合への協力要請
を行ない、11月2日の第
18回期日の午後には、四
条河原町のマルイ前で初
めて街頭署名集めを行な
いました。

12月には1週間の間
隔で2回の裁判が行なわ
れます。しかも14日は朝
から夕方まで1日がかかり
で4名の原告の本人尋問
が行なわれます。丸1日
の傍聴となると、仕事の
関係や肉体的負担もあつ
て大変です。そこで、午前
中だけ、午後だけの傍聴
もできるように、弁護士
から傍聴者の入れ替えな
どを裁判所に申し入れて
もらいます。

- * 原発賠償京都訴訟の今後の日程 ***
- ・第19回期日…12月7日(水) 10時30分開廷
 - ・第20回期日…12月14日(水) 10時15分開廷
 - ・第21回期日…1月13日(金) 10時15分開廷
- ※第20回・21回は16時30分開廷予定(12:00~13:10 休憩)
- ※いずれも京都地裁ロビー集合
- 19回は9時50分~10時05分 抽選番号配布
 - 20回・21回は9時35分~9時50分 抽選番号配布

◆原告・高木久美子さんよりメッセージ

原発事故から5年が経ち
ましたが、沢山の方々の支
えで私たち親子も京都の暮
らしに慣れてきました。

しかし、福島では子ども
たちの甲狀腺がんが多発す
る一方、住宅提供の打ち切
り、原発再稼働など国の強
引な政策が進められ、原発
事故や被害者が無かった事
にされそうな危機を感じま
す。このままでは命や健康
を守る事、幸せな暮らしを
手にする事すら出来なくな
ると実感しています。

訴訟の話を初めて聞い
た時、意味がわからないま
ま、ただ面倒くさいと思
いました。「原告」—この二文
字の重さが怖くもありま
した。しかし、私たち家族
が立ち上がる事で福島に
住む大切な人を守りた
い!という思いが背中を
押してくれました。

この裁判はこの国の在り
方を問う裁判でもありま
す。絶対に勝ちたいです。
毎回傍聴に足を運んで
くださる支援の皆さまの
存在が私たちの心の支え
です。

皆さま、これからもよろ
しくお願ひします。

◆第17回期日の報告

過去2回午後からの開廷が続いたのに、今回はこれまでに最も早い10時30分からの開廷だったため、果たしてどれくらいの方が来て下さるのかと心配していました。ところが、こちらの不安を吹き飛ばすような結果でした。抽選番号配布の終了時にはまだ傍聴席が6席余っている状況でしたが、その後も遅れて来られる方が10人を超え、傍聴席は無事満杯になりました。

法廷では、提出書面を確認したあと、原告側は次回(11月2日)までに①高橋意見書への反論 ②健康被害



共同代表：石田紀郎さん

に關する被告側の反論への再反論、③シビアアクセントについて再度整理したものを出す述べました。被告側は崎山意見書への反論と結果可能性への反論は12月7日までにしますが、今日出されたIAEA技術文書については間に合わないと思へ、審理の引き延ばしを画策している様子が窺えました。

そのあと原告側の森田弁護士が、準備書面(45)―IAEA技術文書―についてプレゼンしました。その要点は以下のとおり。
◇2015年9月にIAEAの年次総会がウ

ーンで開催され、「福島原子力発電所事故事務局長報告書」(本編と技術文書5冊)が提出された。これは、原告側の主張―推本の長期評価に基づいて福島県沖の日本海溝沿いにおいて明治三陸沖地震の波源モデルを設定すれば、敷地高を超えるような高さの津波を予見できた―を補強するものである。
◇技術文書は、地震や津波の想定に關する国際安全基準では、歴史記録のある最大規模に上乘せし、震源を最短距離に置いて想定することになった。また、先史データがない場合は、世界各地の類似事象を用いることを推奨していたとし、「日本海溝の最大地震規模は、地体構造上の類似性(チリ地震、アラスカ地震と同じ環太平洋帯に属する)をもとに、マグニチュード9以上と想定することができたかも知れない」とまで述べている。三陸沖と福島県沖は類似どころか、同一の地体構造であり、長期評価が明治三陸沖地震の波源モデ

ルを福島県沖に設定することには合理性がある。
◇技術文書は、東電が依拠した土木学会の手法について、「有史データを基に基準震源モデルを用い、福島県沖には津波発生源がないものと想定された」ことが「すべての評価作業において鍵となった」、つまり過小評価の主たる要因だと指摘している。技術文書の結論は、「日本国内の有史データだけを評価作業で考慮し、誤った合意手法に基づいて適用される手法を用いたことが、2011年3月11日の津波を過小評価してしまった一因であった」という文章に要約されている。

閉廷のあと、弁護士会館で報告集会を開催しました。原告団共同代表の福島さんから、この間支援者の皆さんの温かいカンパによってひだんれん・原訴連の福島県交渉(住宅問題)に京都原告団も参加してきたが、各地での動きや交渉の積み重ねによって事態は

少しづつではあるが動き始めているとの報告がありました。
支援する会共同代表の石田紀郎さん(市民環境研究所)のミニ講演の概要は、以下のとおり。
◇1970年代には農薬が多く使われ、その犠牲者も出た。和歌山の農薬死亡裁判の支援に行ったが、最初は傍聴者が3人だった。地元で報告会をしても親戚しか来ない。そんな状態で7年かかって地裁では敗訴。しかし、高裁では勝利和解した。裁判を通して自分が変わっていった。粘り強く闘い続けることで自分も周りも変わる。
◇福島原発事故が起ったあと、毎年訪れているカザフスタンに行つて帰ってきたら、研究者が誰一人声明も出していないことに驚いた。急いで賛同者を集め、まずは子どもと妊婦を避難させるべきだという声明をだした。原発事故は「最大の公害」だと言ってきた。家をなくすということはあつても、墓までとら

れる公害はなかった。先日テレビで、先祖の墓を移そうと掘り起こしたら、骨の放射線量が基準値を超えていて外に持ち出せないという状況を放映していた。本当に墓まで奪われた。

◇この裁判はこれだけ多くの支援者に支えられている。「避難の権利」という概念はこれまでなかったが、広く訴えていけば変わる、社会を変えて行こう。

ここまでは第1部で、今回は第2部として参加者が6〜8人ぐらゐのグループに分かれて、①自己紹介②どういうきっかけで本裁判の傍聴に来るようになったか③今後、傍聴



グループトークの様子

者を増やすにはなにをしたらいいかの3点について話し合うグループトークを行ないました。初の試みでしたが、参加者の方からも「これまで傍聴に参加して、お互い顔は見たことがあるが、支援者同士が名前も何をしていいる人もわからなかったが、今回こういう取り組みがあつて数人ではあるけれど、お互いに知り合せて非常に良かった」という感想を頂きました。

今回も傍聴希望者が傍聴席の数を上回り、抽選になりました。法廷では、今回は原告側のプレゼンはありませんでした。事前に弁護

◆第18回期日の報告

団から、今回期日に国・東電から提出された書類の概要とそれに対する弁護団のコメントを記した資料が配布されました。

次回（12月7日）で弁論は終わり、次々回（12月14日）から証人調べというところで、原告本人尋問が始まります。ところが被告東電の代理人は、個別損害論への反論は14日になると述べました。これには浅見裁判長も、「7日には出せないんですか？一週間違っただけですよ？」と聞き返しました。

また、原告側代理人（田辺弁護士）は、「崎山証人の意見書に対して被告側から17名の専門家の連名による意見書が出されているが、誰がどの部分を分析したのか明らかでない。これでは証言台に立った専門家に反対尋問しても、自分の専門ではないとはぐらかされる懸念がある」と批判しました。これに対して被告側代理人は、「17名の総意として作ったもので、どこを誰とは特定できない」

旨、弁明しました。原告側の川中弁護団長も、「そもそも連名の意見書など見たことがない。こういうものが認められるんですか」と迫りました。再びわけのわからない弁明をする被告側に対して、傍聴席からは一斉にブーイングの声が上がりました。結局、被告側は「3人の専門家証人を考えている。どの部分を担当するかは明らかにする」と言わざるを得ませんでした。

報告集会は、いつもの弁護士会館ではなく、こどもみらい館で行なわれました。最初に原告団共同代表の福島さんからお礼の挨拶があり、続いて原告の宇野さんから避難用住宅の打ち切り問題に関する福島県交渉（ひだんれん・原訴連の共同行動）の経過が報告されました。

ので、具体的な内容は控えるが、「避難者が路頭に迷うようなことにならないようにしたい」「できるだけ避難者の希望に沿えるよう対応していく」「避難者にできるだけ負担がかからないようにしていく」との基本的な考えが示されたことが報告されました。一方、京都府は国家公務員住宅を借り上げていた点に難しさがあり、支援策が固まり切っていないとのことでした。

今回のメインゲストは、福島県三春町在住の写真家・飛田晋秀さんでした。飛田さんは、原発事故以来、汚染地域にも入り、定点観測を続けておられます。画像を映しながら、福島の実状をお

話しいただきました。政府は空間線量が下がったことを理由に避難指示の解除を進め、帰還を押し進めています。前年よりも空間線量が高くなっている場所があり、ます。「除染完了」大林区J.Vの看板がある場所の線量なんと3.17マイクログルV、壊れた防波堤の前に山積みされたフレコンバック、4000億円かけた仮設焼却炉の周辺の白くなつて枯れている植物などが

次々に映し出されます。飛田さんは「政府はオリンピックのたぐいに、こういう所へ住民を帰還させている。福島県民はモルモット以下の扱いだ」と訴えられました。

◎マルイ前で街頭署名
報告集会が終わったあと、いったん昼食のために散会し、14時半から四条河原町のマルイ前で公正判決要請署名の街頭署名集めを行いました。支援する会MLを通じて呼びかけただけだったので、何人の人が来てくれるだろうかと不安でしたが、原告6名、ゲストの飛田晋秀さんを含め26名の方が集まってくれました。原告の方が次々にマイクを握り、署名への協力を呼びかけました。外国人観光客が通行人の半分以上という中でしたが、1時間で105筆の署名が集まりました。支援する会共同代表の橋本宏一さん（国民救済会京都府本部事務局長）によると、「しよつちゅう署名集めはしているが、1時間で105筆も集まることではない」とのこと。避難ママたちがマイクを握る姿とビラ撒き・署名集めをする人の数の多さが人目をひいたのかも知れません。立ち止まって話を聞いた

くれた人の反応は良かったです。なほともなで成功を喜びつつ散あれ、初めての試みに会しました。

団結まつりで会費更新と署名集め

10月30日、大阪扇ルペンの販売を行な町公園で開催された、約15万円の収入団結まつりに「原発賠償京都訴訟」の出店し、ちりめん原酒5人とスタツ山椒と日本酒を販売フ2人で登壇し、裁しながら、会場を回判傍聴、支援する会り支援する会の会費の会費更新、公正判更新、公正判決署名 決署名への協力を訴集め、裁判支援ポ一えました。



飛田晋秀さん



団結まつりに出店—会費更新と署名集め

◆第4回近畿交流会開く◆



参加者全員の記念写真

★当面の関連訴訟の日程★

- ・11月28日(月)…大飯原発差止訴訟第13回期日(京都地裁)
午後1時20分抽選券配布、午後2時開廷
- ・12月15日(水)…原発賠償関西訴訟第12回期日(大阪地裁)
午後12時15分抽選券配布、午後1時開廷
- ・12月20日(火)…原発賠償ひょうご訴訟第17回期日(神戸地裁)
午後1時30分集合、午後2時開廷



9月18日にキャンパスプラザ京都で開催された原発賠償近畿訴訟団第4回交流会には、3訴訟団から原告21名、弁護士16名、支援者37名が参加。

第1部は京都訴訟の専門家証人である崎山比早子さんの「低線量被ばくによる健康被害」と題する講演。その要点は、◇放射線作業従事者20万人の83%は累積線量が20ミリSv以下であり、20ミリSvの避難基準は高すぎると、◇原爆被爆者の固形がん死の調査でも「しきい値」ゼロ線量(しきい値なし)と考えるのが最適」とされた(第14報)、◇オーストラリアの青少年CT検査(68万人)で、1回のCT検査(4・5ミリSv)の被ばくで全がんが1・2

倍発症など多くの事例があり、政府や御用学者が主張する「100ミリSv以下では健康被害は生じない」はうそ◇放射線被ばくによつて非がん性疾患も増える、というものでした。

第2部はレセプション。6つのテーブルに分かれ、食べたり飲んだりして交流を深め、勝利判決を共にかちとる決意を固めました。

◆緊急カンパについての報告◆

80万円突破しました!

ありがとうございます
ご支援ください

9月上旬に緊急カンパ(目標額50万円)を提起してから2か月。この間に100名を超える個人、3か所での会場カンパを頂戴し、カンパ額は80万円を突破しました。ご協力いただいた皆様、大変ありがとうございました。

50万円という目標額は、証言台に立つために京都に出て来る原告本人の交通費を補助しようということで算出した額でした。その目標額から見れば超過達成ですが、弁護団から「担当弁護士との打ち合わせのために前泊してもらう必要がある。2泊分の宿泊費を補助できないか」との相談がありました。

子どもを連れて来ざるを得ない方や付き添いが必要な方がおられる可能性もあり、交通費と宿泊費を負担すると80万円でも余裕はないかも知れません。そこで、年内は緊急カンパを続けたいと思います。まだの方はご協力をお願いします。

〈振込先〉郵便振替口座
口座番号:00930-0-172794
口座名称:原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

「公正判決を求める要請署名」集めにご協力ください!

原発賠償京都訴訟は、今年の12月14日から原告本人尋問が始まります。1~2月に専門家証人調べを挟み、6月まで原告全世帯の代表者が法廷に立ちます。その後、最終準備書面の提出となります。来年の夏から秋にかけて結審となる見込みです。

この度、原告団、弁護団、支援する会の3者の呼びかけで、「公正判決を求める要請署名」(団体・個人)を始めることになりました。結審までに、1000団体3万人の署名の集中をめざします。

第1弾として、12月14日の開廷前に、京都地裁第7民事部に1万筆の署名提出を行いたいと考えています。ぜひ、署名を地域の隅々に拡げてください。署名用紙はコピーしてお使いください。

なお、署名用紙は支援する会のブログからダウンロードできます。<http://shienkyoto.exblog.jp/>

【集約先】

〒612-0066
京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1
コーポ桃山105号市民測定所気付
原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会